国民年金・厚生年金保険　障害年金の認定基準

目　次

〈本編〉障害認定基準の解説

第１　障害認定にあたっての一般的事項 …… 9
第２　障害認定のための基本的事項 …… 19
第３　障害認定のための基準 …… 23
第１章　障害等級認定基準 …… 25
第１節　眼の障害 …… 25
第２節　聴覚の障害 …… 32
第３節　鼻腔機能の障害 …… 37
第４節　平衡機能の障害 …… 39
第５節　そしゃく・嚥下機能の障害 …… 41
第６節　音声又は言語機能の障害 …… 45
第７節　肢体の障害 …… 49
第１　上肢の障害 …… 49
第２　下肢の障害 …… 55
第３　体幹・脊柱の機能の障害 …… 60
第４　肢体の機能の障害 …… 62
（参考）肢体の障害関係の測定方法 …… 64
第８節　精神の障害 …… 90
第９節　神経系統の障害 …… 109
第10節　呼吸器疾患による障害 …… 116
（参考）「喘息予防・管理ガイドライン2009（JGL2009）」より抜粋 …… 122
（参考）じん肺関係 …… 125
第11節　心疾患による障害 …… 134
第12節　腎疾患による障害 …… 151
第13節　肝疾患による障害 …… 159
第14節　血液・造血器疾患による障害 …… 166
（参考）「有害事象共通用語規準 v4.0 日本語訳 JCOG 版」より抜粋 …… 171
（参考）「造血細胞移植ガイドライン」より抜粋 …… 172
慢性 GVHD（移植片対宿主病）の全般的重症度（NIH） …… 173
第15節　代謝疾患による障害 …… 176
第16節　悪性新生物による障害 …… 183
第17節　高血圧症による障害 …… 187
第18節　その他の疾患による障害 …… 191
第19節　重複障害 …… 195
第２章　併合等認定基準 …… 197
第１節　基本的事項 …… 197
第２節　併合（加重）認定 …… 198
第３節　総合認定 …… 202
第４節　差引認定 …… 203
別表１　併合判定参考表 …… 205
別表２　併合（加重）認定表 …… 210
別表３　現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率 …… 211
別表４　差引結果認定表 …… 212

〈関連資料編〉

関連資料１　障害認定基準関係通知 …… 213
関連資料２　障害認定事例（22例） …… 273
関連資料３　障害認定が難しい事例（５症例15例） …… 343
関連資料４　関係法令集 …… 391
関連資料５　障害（福祉）年金改正経過 …… 547

〈付録〉

付録１　障害基礎年金・障害厚生年金の仕組みと解説 …… 579
付録２　障害年金の請求と届書類 …… 607

第２節　聴覚の障害

聴覚の障害による障害の程度は、次により認定する。

１　認定基準

聴覚の障害については、次のとおりである。

令別表		障害の程度	障害の状態
国年令別表		１級	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
		２級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
			身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚年令	別表第１	３級	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	別表第２	障害手当金	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの

２　認定要領

聴覚の障害による障害の程度は、純音による聴力レベル値（純音聴力レベル値）及び語音による聴力検査値（語音明瞭度）により認定する。

(1) 聴力レベルは、オージオメータ（JIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータ）によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により障害年金を受給していない者に対し、１級に該当する診断を行う場合には、オージオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

(2) 聴力レベルのデシベル値は、話声域すなわち周波数500、1000、2000ヘルツにおける純音の各デシベル値をa、b、cとした場合、次式により算出する。

$$\text{平均純音聴力レベル値} = \frac{a+2b+c}{4}$$

なお、この算式により得た値が境界値に近い場合には

$$\frac{a+2b+2c+d}{6}$$ の算式により得た値を参考とする。

a：周波数500ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
b：周波数1000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
c：周波数2000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
d：周波数4000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値

(3) 最良語音明瞭度の算出は、次によるものとする。

ア　検査は、録音器又はマイク付オージオメータにより、通常の会話の強さで発声し、オージオメータの音量を適当に強めたり、弱めたりして最も適した状態で行う。

イ　検査語は、語音弁別能力測定用語音集により、２秒から３秒に１語の割合で発声し、語音明瞭度を検査する。

なお、語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とする。

ウ　語音明瞭度は、次式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度（語音弁別能）とする。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

(4)「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30％以下のものをいう。

(5)「両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　両耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの

イ　両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が50％以下のもの

(6)「一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの」とは、一耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のものをいう。

(7) 聴覚の障害により障害年金を受給していない者の障害の状態が１級に該当する場合は、オージオメータによる検査結果のほか、聴性脳幹反応検査等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

(8) 聴覚の障害（特に内耳の傷病による障害）と平衡機能障害とは、併存することがあるが、この場合には、併合認定の取扱いを行う。

聴覚の障害・解説

■耳の構造

●外耳、中耳、内耳

耳は大きく分けて、外耳、中耳、内耳から構成されている。

外耳には耳介（耳朶）と、外耳道孔から鼓膜まで続く外耳道がある。中耳は鼓膜とその奥にある空洞（鼓室）からできていて、鼓室には槌骨、砧骨、鐙という３個の耳小骨があり、鼓膜と内耳をつないでいる。内耳には、前庭、三半規管、蝸牛があり、前庭と三半規管は平衡感覚を司っていて、聴覚の機能としては働いていない。内耳の中で音を感じる聴覚に関係するのは蝸牛であり、その外側を固い骨に囲まれ、カタツムリのような形をしていることからこの名がつけられている。

蝸牛の中には有毛細胞という毛の生えた細胞が並んでいて、外界から入ってくる音を感じる器官として、重要な役割を果たしている。この有毛細胞で感じた音は、電気信号に変換されて、大脳の聴覚中枢に伝達され、音として認識される。

音を伝達する役割を果たす外耳、中耳は「伝音系」、音を感じる働きがある内耳は「感音系」と呼ばれる。

■難聴

聞こえの悪いことを難聴といい、障害される部位によって伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴に分けられる。

●伝音性難聴

外耳、中耳で起こった難聴を「伝音性難聴」という。この難聴の場合、音を聞く機能である内耳には異常がないので、比較的容易に治療が可能である。伝音性難聴をもたらす原因として、中耳炎、鼓膜に孔があく鼓膜穿孔、耳管狭窄症などがある。

●感音性難聴

内耳から大脳の聴覚中枢に至る感音系に障害のある難聴で、ウイルス感染、ストレプトマイシン、サルチル酸剤などの薬物、騒音難聴、大音響外傷、メニエール病、頭部外傷性、突発性などによる難聴がある。

ストレプトマイシンは、アミノ糖を含む配糖体抗生物質で結核の治療に用いられているが、この物質は聴力障害を引き起こす可能性があり、薬物によって引き起こされた難聴は、きわめて治りにくく、聴力を回復するのが難しい。

聴覚の障害・解説

突発性難聴は、内耳に障害が起きるもので、特に糖尿病が発症のリスクファクターと判明したが、病態は依然として原因不明である。突発性難聴は、突然音声が聞き取れなくなり、めまいを誘発することが多い。一般的に50～60歳代に多く発症し、男女差はほとんどない。

内耳を障害された感音性難聴は、現在医学的な治療が困難とされているが、有毛細胞の代わりをする人工内耳や損傷を受けた有毛細胞を活性化させる細胞治療などの研究も始められている。

●混合性難聴

伝音性難聴と感音性難聴の両方を併せ持つ難聴をいう。

■障害認定

聴力の障害認定は、オージオメーターによる純音聴力レベル値の測定、語音明瞭度による聴力検査によって行われる。

●オージオメーターによる障害認定

オージオメーターは、250～8,000ヘルツの周波数の純音（125、250、500、1,000、2,000、4,000、8,000ヘルツ）を出すことができる機器で、それぞれの周波数の純音の強さ（大きさ）を調節できる。検査は、日常の会話音域である500ヘルツ以上2,000ヘルツの範囲の周波数（500、1,000、2,000ヘルツ）で、音の高さ（周波数）ごとに音の大きさを変えながら行われる。受検者に聞かせ、どの程度聞こえたのかを測定し、聞こえる最も小さな音の大きさ（最小可能聴力閾値）を調べる。検査は防音室で受検者にヘッドホンを装着させて行う。

健聴者の最小聴力レベルを０dB（デシベル）とし、これを標準として、aデシベルの強さで純音が聴取できた場合、その受検者の聴音レベルはaデシベルと判定する。

なお、聴覚の障害により障害年金を受給していない人が１級に該当する場合には、オージオメーターによる検査に加えて聴性脳幹反応検査等の他覚的聴力検査またはこれに相当する検査を実施しなければならない。

●語音明瞭度による障害認定

音は聞こえているのに、何を言っているのか聞き取りづらいといった障害がある場合に、語音明瞭度の検査が行われる。先に述べた純音聴力検査が、音が感知できるかどうかの検査であるのに対して、語音明瞭度の検査は、音

肢体の障害・解説

脊柱（右側面）

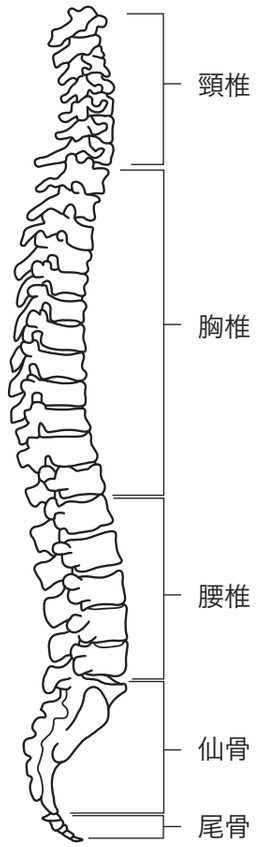

脊柱（背面）

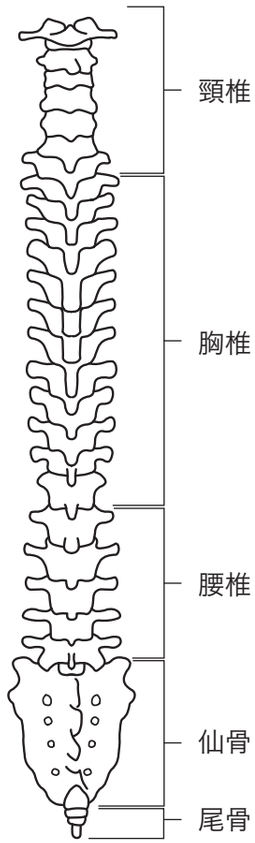

肢体の障害・解説

肢体の骨格（前面）

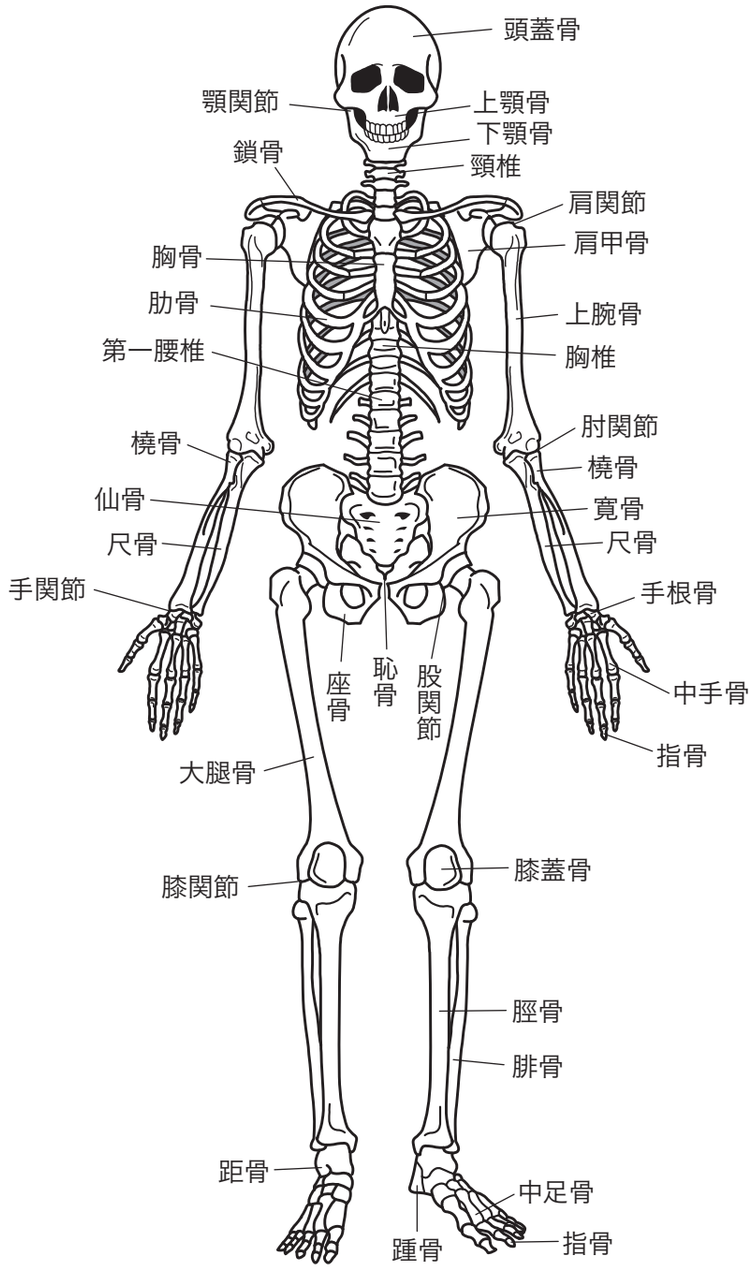

聴覚、音声又は言語機能の障害１級

様式第120号の2

聴　国民年金 厚生年金保険

診　断　書

（聴覚・鼻腔機能・平衡機能 そしゃく・嚥下機能 音声又は言語機能 の障害用）

（フリガナ）氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	昭和 平成 6 年 1 月 10 日生（ 20 歳） 性別 男・女
住所	住所地の郵便番号 ○○○－○○○○　○○ 都道府県　○○○ 郡市区　○○○		
① 障害の原因となった傷病名	①感音性難聴（両側） ②言語障害	② 傷病の発生年月日	昭和 平成 6 年 1 月 10 日（診療録で確認／本人の申立て（ 年 月 日））
		③ ①のため初めて医師の診療を受けた日	昭和 平成 6 年 7 月 7 日（診療録で確認／本人の申立て（ 年 月 日））
④ 傷病の原因又は誘因	不　詳 初診年月日（昭和・平成　年　月　日）	⑤ 既存障害	先天性脳幹障害
		⑥ 既往症	な　し
⑦ 傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日　平成　年　月　日　確認／推定 傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込　有・（無）・不明		
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 （昭和 平成 23年 11月 17 日）	先天的な両側の感音性難聴であり、脳幹障害による言語機能の障害も合併している。		
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	聴力については補聴器の装着による経過観察、言語機能の障害については、定期的な言語療法を行っている。	診療回数	年間 1 回、月平均　回
		手術歴	喉頭全摘・その他の手術 手術名（　　） 手術年月日（　年　月　日）

「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

⑩ 障害の状態（平成 26 年 1 月 9 日 現症）

（1）聴覚の障害

聴力レベル			
右	82 dB	左	86.5 dB

最良語音明瞭度			
右	25 %	左	15 %

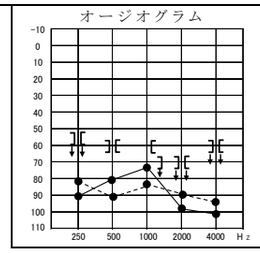

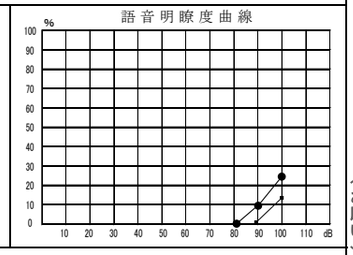

所見［聴覚の障害で障害年金を受給していない人に両耳の聴力レベルが100dB以上との診断を行う場合は、聴性脳幹反応検査（ABR）等の検査を実施し、検査方法及び検査所見を記入してください。］

(2) 鼻腔機能の障害	(3) 平衡機能の障害	(4) そしゃく・嚥下機能の障害
ア 鼻軟骨の欠損 1 一部分 2 大部分 3 全部 イ 鼻呼吸障害の有無 1 無 2 有	ア 閉眼での起立・立位保持の状態 1 可能である。 2 不安定である。 3 不可能である。 イ 開眼での直線10m歩行の状態 1 まっすぐ歩き通す。 2 多少転倒しそうになったりよろめいたりするが、どうにか歩き通す。 3 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。 ウ 自覚症状・他覚所見及び検査所見	ア 機能障害 イ 栄養状態 1 良　2 中　3 不良 ウ 食事内容 1 食事内容に制限がない。 2 ある程度の常食は摂取できるが、そしゃく・嚥下機能が十分でないため食事が制限される。 3 全粥、軟菜以外は摂取できない。 4 経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないためにインデ栄養の併用が必要である。 5 流動食以外は摂取できない。 6 経口的に食物を摂取することが極めて困難である。 7 経口的に食物を摂取することができない。 8 その他（　　）

（お願い）障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

（お願い）太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(5) 音声又は言語機能の障害

ア 会話による意思疎通の程度（該当するものを選んでどれか1つを○で囲んでください。）

1 患者は、話すことや話を理解することにほとんど制限がなく、日常会話が誰とでも成立する。

2 患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はその両方に一定の制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、ある程度成り立つ。

3 患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はその両方に多くの制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したり、たずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つ。

④ 患者は、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しない。

イ 発音不能な語音（構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。）

Ⅰ 4種の語音（該当するもの1つを○で囲んでください。）

口唇音（ま行音、ば行音、ぱ行音等）

1 全て発音できる　2 一部発音できる　③ 発音不能

歯音、歯茎音（さ行音、た行音、ら行音等）

1 全て発音できる　② 一部発音できる　3 発音不能

歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）

1 全て発音できる　② 一部発音できる　3 発音不能

軟口蓋音（か行音、が行音等）

1 全て発音できる　2 一部発音できる　③ 発音不能

Ⅱ 発音に関する検査結果（語音発語明瞭度検査など）

［　　］

ウ 失語症の障害の程度（失語症がある場合に、記入してください。）

Ⅰ 音声言語の表出及び理解の程度（該当するもの1つを○で囲んでください。）

単語の呼称（単語の例 ： 家、靴下、自動車、電話、水）

1 できる　2 おおむねできる　3 あまりできない　4 できない

短文の発話（2～3文節程度、例：女の子が本を読んでいる）

1 できる　2 おおむねできる　3 あまりできない　4 できない

長文の発話（4～6文節程度、例：私の家に田舎から大きな小包が届いた）

1 できる　2 おおむねできる　3 あまりできない　4 できない

単語の理解（例：単語の呼称と同じ）

1 できる　2 おおむねできる　3 あまりできない　4 できない

短文の理解（例：短文の発話と同じ）

1 できる　2 おおむねできる　3 あまりできない　4 できない

長文の理解（例：長文の発話と同じ）

1 できる　2 おおむねできる　3 あまりできない　4 できない

Ⅱ 失語症に関する検査結果（標準失語症検査など）

［　　］

⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力（必ず記入してください。）	補聴器を装着しても、日常会話の聴き取りは困難である。 また、発声・構音が不自由であり、自発話は乏しく会話による意思の疎通は非常に困難。他者とのコミュニケーションは身振りや指さしが中心である。
⑫ 予後（必ず記入してください。）	症状は固定しており、不変と思われる。
⑬ 備考	

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）

上記のとおり、診断します。　平成 26 年 1 月 9 日

病院又は診療所の名称　○○病院　　診療担当科名　耳鼻咽喉科

所在地　○○県○○市○○　　医師氏名　○ ○ ○ ○　印

その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支払われた場合における当該障害基礎年金又は遺族基礎年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

３　同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

第21条の２　年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（損害賠償請求権）

第22条　政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

２　前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。

（不正利得の徴収）

第23条　偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第24条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

〔令和４年４月１日より第24条を次のように改める。〕

第24条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第25条　租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

第３節　障害基礎年金

（支給要件）

第30条　障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して１年６月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の３分の２に満たないときは、この限りでない。

一　被保険者であること。

二　被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

２　障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから１級及び２級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第30条の２　疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第１項各号のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第２項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつたものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第１項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

２　前条第１項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

３　第１項の請求があつたときは、前条第１項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

４　第１項の障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法第47条又は第47条の２の規定による障害厚生年金について、同法第52条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに同項の請求があつたものとみなす。

第30条の３　疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この条において「基準傷病」という。）に係る初診日において第30条第１項各号のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この条において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が２以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

２　第30条第１項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第１項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替えるものとする。

３　第１項の障害基礎年金の支給は、第18条第１項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

第30条の４　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であつた者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後である

には、５月から翌年４月まで支給停止

○国民年金の障害年金の保険料納付要件の見直し（昭和３６年法律第１６７号）

国民年金の障害年金の保険料納付要件は、制度創設時は532頁の①～④のいずれかであったが、これに新たに「⑤初診日の属する月前の直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までに被保険者期間が継続して1年以上あり、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされている被保険者」が追加され、①～⑤のいずれかとなった。（昭和36年4月1日実施）

○２０歳前から障害の状態にある者の併合認定（昭和３６年法律第１６７号）

国民年金の障害年金の受給権発生事由が広がり、初診日が20歳到達日前にある傷病により障害の状態にある者がさらに、発病日が20歳到達日以後にある別の傷病にかかり、新たな傷病について保険料納付要件を満たし、新たな傷病の廃疾認定日において前後の障害を併合した程度が1級または2級に該当する場合にも、国民年金の障害年金が併合した障害の程度で支給されることとなった。（昭和36年4月1日実施）

○障害の種類の範囲の拡大など（昭和３９年法律第８７号）

国民年金の障害（福祉）年金の支給対象とされていなかった、「結核・呼吸器系疾患」および「精神疾患（精神薄弱、精神病質および神経症を除く）」による障害が支給対象に新たに加えられた。

また、「廃疾認定日」の定義が、厚生年金保険制度などに合わせ、「初診日から起算して3年を経過した日（3年以内に治ったときは治った日）」となった。（昭和39年8月1日実施）

○障害の種類の範囲の拡大（昭和４０年法律第９３号）

国民年金の障害（福祉）年金の支給対象とされていなかった神経薄弱、精神病質、神経症による障害が支給対象に新たに加えられ、すべての精神疾患が国民年金の障害（福祉）年金の支給対象となった。（昭和40年8月1日実施）

○労災保険との支給調整（昭和４０年法律第１３０号）

従来は、同一の傷病により国民年金の障害年金と労働者災害補償保険法による障害補償給付の両方を受けられる場合には、国民年金の障害年金のほうが6年間支給停止となっていた。改正後は、同一の傷病により国民年金の障害年金と労働者災害補償保険法による年金給付の両方を受けられる場合には、労働者災害補償保険法による年金給付のほうで給付額が調整され、国民年金の障害年金のほうは全額支給されるようになった。（昭和41年2月1日実施）

○障害の種類の範囲の拡大（昭和４１年法律第９２号）

昭和39年および昭和40年の改正において対象疾患の範囲が2回拡大されたが、それでもなお国民年金の障害（福祉）年金の支給対象とされていなかった心疾患・腎疾患などの内部疾患による障害が支給対象に新たに加えられ、懸案となっていたすべての内部疾患が国民年金の障害（福祉）年金の支給対象となった。（昭和41年12月1日実施）

○障害年金の保険料納付要件の緩和（昭和４１年法律第９２号）

国民年金の障害年金の保険料納付要件が満たされているかどうかを判定する際に基準とする時点が「初診日」から「廃疾認定日」へと変わった。（昭和41年12月1日実施）

○障害年金の事後重症制度の導入（昭和４１年法律第９２号）

障害年金の廃疾認定日において障害の程度が軽度であるため障害年金が支給されない者についても、その後その障害の程度が悪化し1級または2級に該当するに至ったときは、障害年金が支給されるようになった。（昭和41年12月1日実施）

○障害年金の失権事由の緩和（昭和４４年法律第８６号）

① 従来は、障害の程度が1級・2級に該当しなくなったときに国民年金の障害年金は失権することになっていた。改正後は、障害の程度が1級・2級に該当しない状態が3年間（その間は支給停止）続いたとき、または障害の程度が所定の基準に該当しなくなったときに、国民年金の障害年金は失権することになった。（昭和45年7月1日実施）

② 従来は、障害の程度が1級に該当しなくなったときに国民年金の障害福祉年金は失権することになっていた。改正後は、障害の程度が1級に該当しない状態が3年間（その間は支給停止）続いたとき、または障害の程度が所定の基準に該当しなくなったときに、国民年金の障害福祉年金は失権することになった。（昭和45年7月1日実施）

●国民年金法別表　昭和39年5月30日法律第87号（昭和39年8月1日施行）

障害の程度		障害の状態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能にすわつていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
	9	結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下この表において同じ。）又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害（精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。）であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	咀嚼の機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	結核性疾患による身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

●国民年金法別表　昭和40年5月31日法律第93号（昭和40年8月1日施行）

障害の程度		障害の状態
1級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能にすわつていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
	9	結核性疾患による身体の機能の障害（呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。以下この表において同じ。）又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	咀嚼の機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	結核性疾患による身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	前各号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、肢体不自由、結核性疾患による身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

において、初診日の属する月の前々月までの１年間（初診日に国民年金の被保険者でなければ、初診日の属する月の前々月以前で直近の国民年金の被保険者期間に算入される月までの１年間）に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません）。（昭和60年改正法附則第20条）

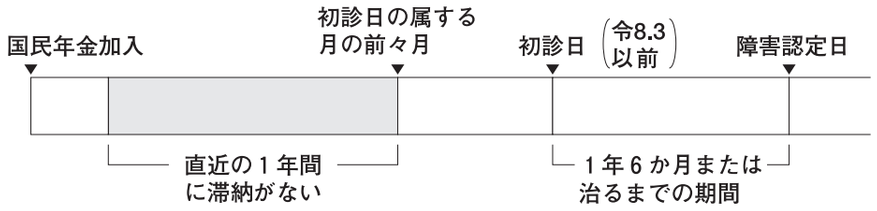

ただし、病気やけがの初診日が平成３年４月30日以前にある場合には、前頁以降で「月の前々月」を「月前における直近の基準月（１月、４月、７月、10月）の前月」に読み替えます。（昭和60年改正法附則第21条）

２．国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間となるのは、第１号被保険者の保険料納付済期間、第２号被保険者または第３号被保険者の被保険者期間です。（国民年金法第５条第１項）

また、昭和36年４月から昭和61年３月までの国民年金の被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間は、第１号被保険者の被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間とみなされ、昭和61年３月以前の厚生年金保険・船員保険の被保険者または共済組合の組合員であった期間は、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされます（昭和60年改正法附則第８条第１項・第９項）。

なお、厚生年金保険・船員保険・共済組合の加入期間のうち昭和36年４月前の期間および20歳前と60歳以後の期間は、老齢基礎年金では合算対象期間に算入されますが、障害基礎年金では保険料納付済期間とみなされます。

ここで、平成３年３月以前の、厚生年金保険の第３種被保険者（坑内員・船員）または国家公務員等共済組合･地方公務員等共済組合の船員組合員であった期間は、厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には実際の月数を３分の４倍または５分の６倍して算入しますが、障害基礎年金の保険料納付要件における保険料納付済期間を計算する場合には実際の月数で算入します。（昭和60年改正法附則第８条第３項）

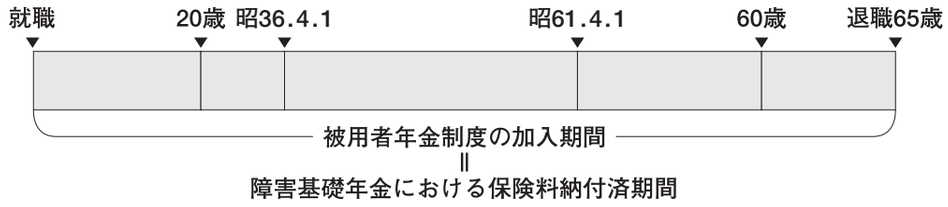

３．障害基礎年金の保険料納付要件では、国民年金の強制適用から除かれる、被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる期間や昭和61年３月以前の被用者年金制度加入者の配偶者であった期間などは、国民年金の被保険者期間に算入されません。ただし、これらの強制適用から除かれる期間のうち、国民年金に任意加入した期間は、国民年金の被保険者期間に算入されることになっています。

４．障害基礎年金の保険料納付要件は、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある人について適用されるものです。20歳に到達して国民年金の第１号被保険者の資格を取得したその月に初診日がある場合などのように、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がない場合には、障害基礎年金の受給権が発生することになります。

60歳以上65歳未満で被保険者でない間に初診日がある障害

国民年金では、第１号被保険者および第３号被保険者は原則として60歳に到達した日に被保険者の資格を喪失します。60歳に到達し被保険者でなくなってから初診を受けた場合のように、初診日に被保険者でなくても、過去に被保険者であったことがあり、初診日に60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある場合には、保険料納付要件など他の要件を満たせば、障害基礎年金が支給されます。（国民年金法第30条第１項第２号）

右の5ページを記入する際の注意事項

65

65

●

加給年金額（加算額）について

加給年金額（加算額）

●

配偶者が老齢 退職 年金 加入期間２０年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合 または障害年金を受けている間は 加給年金額は支給停止されます。
該当する方は 加給年金額支給停止事由該当届 の提出が必要となる場合があります。

https://www.nenkin.go.jp/

児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定されたときは、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される場合があります。詳しくは、お住いの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

4

必ずご記入ください。

(1) この請求は、左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。	(1.) 障害認定日による請求　2. 事後重症による請求 3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。	1. 初診日から１年６月目の状態で請求した結果、不支給となった。 2. 初診日から１年６月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。 3. その他（理由　　）
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。	1．はい　(2．いいえ) 「1.はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号・年金コード等を記入してください。 名称： 基礎年金番号・年金コード等：

障害の原因である傷病について記入ください。

(3)	1.	2.	3.
傷病名	心房細動		
傷病の発生した日	昭和 平成 (令和) 2年10月5日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
初診日	昭和 平成 (令和) 2年10月10日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
初診日において加入していた年金制度	1.国年 (2.厚年) 3.共済	1.国年 2.厚年 3.共済	1.国年 2.厚年 3.共済
現在傷病はなおっていますか。	1．はい ・ (2．いいえ)	1．はい ・ 2．いいえ	1．はい ・ 2．いいえ
なおっているときは、なおった日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
傷病の原因は業務上ですか。	1．はい ・ (2．いいえ)		
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1．労働基準法　2．労働者災害補償保険法 3．船員保険法　4．国家公務員災害補償法 5．地方公務員災害補償法 6．公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日を記入してください。	1.障害補償給付（障害給付）　2．傷病補償給付（傷病年金） 昭和 平成 令和 年 月 日		
障害の原因は第三者の行為によりますか。	1．はい ・ (2．いいえ)		
障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その方の氏名および住所を記入してください。	氏名： 住所：		

生計維持申立

生計同一関係

右の者は、請求者と生計を同じくしていることを申し立てる。

令和 3 年 4 月 27 日

請求者　住所　杉並区高井戸西3−5−24　杉並コーポ204号

氏名　若葉一郎

配偶者および子	氏名	続柄
	若葉花子	妻

収入関係

		※確認印
1. 請求者によって生計維持していた方についてご記入ください。		
(1) 配偶者について年収は、850万円未満(注)ですか。	(はい)・いいえ	(　)印
(2) 子(名:　) について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印
(3) 子(名:　) について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印
(4) 子(名:　) について年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	(　)印
2. 上記１で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ	

※年金事務所の確認事項

ア．健保等被扶養者（第3号被保険者）
イ．国民年金保険料免除世帯
ウ．義務教育終了前
エ．高等学校在学中
オ．源泉徴収票・課税証明書等

（注）平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。

令和 3 年 4 月 26 日 提出

5